

## 東海村大規模盛土造成地マップに関する Q&A

Q1. 大規模盛土造成地マップを公表する目的は何ですか？

A1. 大規模盛土造成地が身近にあることを知っていただくことにより、住民の皆様が地震防災への意識を高めていただくことを目的としております。

マップ公表は、住民の皆様と情報を共有するためのものです。

Q2. 大規模盛土造成地は危険ということですか？

A2. 大規模盛土造成地マップは大規模盛土造成地の概ねの位置を示したものであり、大規模盛土造成地の危険度を示したものではありません。大規模盛土造成地の安定性については、詳細な調査を実施しなければ判定できません。

また、宅地造成や開発の手続きを受けた宅地は一定の基準により造成されております。造成後も造成時と同じ状態で維持管理をしていれば、地震時にも減災効果が期待できると思います。

Q3. もっと詳細なマップの公表は行わないのですか？

A3. マップを作成するために使用した一部の古い地形図等は精度があまり高くありません。このため、公開する際にある程度の誤差が含まれることを考慮してこの縮尺としております。

Q4. 今回の調査で大規模盛土造成地とならなかった箇所は、安全であると考えてよいですか？

A4. 今回の調査では、一定以上の盛土を行った造成地を抽出したものであり、安全性の程度を示したものではありません。

また、近年の豪雨に見られるように宅地被害をもたらす災害は地震だけではなくありません。日頃から宅地や擁壁などに変状が生じていないか点検をお願いします。

Q5. 大規模盛土造成地内で土地造成や建築を行う場合、特別な手続きは必要ですか？

A5. 大規模盛土造成地内の土地でということでは何か特別な手続きが必要になることはありません。  
また、宅地開発や建築を行う場合も特別な手続きが加わることはありません。

Q6. 土地取引等に関して、売買の際に大規模盛土造成地内であることを宅地建物取引業法に基づく重要事項説明書に明示する必要はありますか？

A6. 大規模盛土造成地内に土地が存することについて、重要事項説明書に明示する必要はありません。  
なお、重要事項説明において造成宅地防災区域の有無を明示する必要がありますが、造成宅地防災区域とは、宅地造成工事規制区域外の大規模な盛土造成地に対して指定されるものであり、東海村では現在指定区域はございません。